

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年2月22日)

## 【件名】

- 1 「社会福祉法人みのり福祉会改善命令に係る報告書」(福祉生活病院常任委員会)への対応状況について (福祉保健課) …… 別紙
- 2 第2回鳥取県障がい者芸術文化祭の開催について (障がい福祉課) …… 1
- 3 指定管理施設の会計事務実地検査の結果について (障がい福祉課) …… 2
- 4 明友会の介護事業所の指定申請に対する指定拒否処分について (長寿社会課) …… 5
- 5 家族の高齢者虐待による被虐待者死亡の疑いがある事例について (長寿社会課) …… 6
- 6 グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について (障がい福祉課、長寿社会課) …… 7
- 7 児童虐待による父親の逮捕事例について (青少年・家庭課) …… 9
- 8 健康・医療に関する各種計画の改定に対するパブリックコメントの実施結果について (健康政策課、医療政策課、医療指導課) …… 10
- 9 インフルエンザ集団発生・死亡事例について(医療法人社団尾崎病院) (健康政策課、医療指導課) …… 18
- 10 鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた病々連携の推進に関する協定締結について (医療政策課) …… 21
- 11 中国地方5県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定締結について (医療政策課) …… 23
- 12 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の制定及び鳥取県青少年健全育成条例の改正に関するパブリックコメントについて (青少年・家庭課、医療指導課) …… 26

福祉保健部



## 第2回鳥取県障がい者芸術文化祭の開催について

平成25年2月22日

障がい福祉課

障がいのある人が日ごろの表現活動の成果を、それぞれの個性と才能を発揮しながら発表し合うとともに、ともに芸術文化を楽しみ交流する場を設けることで、障がいに対する理解を促進し共生社会の実現を図ることを目的として、「第2回鳥取県障がい者芸術・文化祭」を開催します。

### 【概要】

- 1 日 時 平成25年3月20日(水・祝) 午後1時～4時
- 2 場 所 鳥の劇場(鳥取市鹿野町鹿野 特定非営利活動法人鳥の劇場)
- 3 主 催 鳥取県、鳥取県障がい者文化・芸術作品展等開催事業実行委員会
- 4 内 容
  - (1) 開 会
  - (2) 舞台演技 まつぼっくり(境港市) 和太鼓演奏  
兵庫県からの招待団体(予定) ピアノ演奏
  - (3) 表彰式 「第5回きらきらアート展」表彰式
  - (4) 舞台演技 リヴよどえ(米子市) 郷土芸能「淀江さんこ節」 銭太鼓  
鹿野かちみ園・第二かちみ園(鳥取市) 鳥の劇場とのコラボレーション演劇
  - (5) 演劇鑑賞 鳥の劇場による公演「おおかみと7ひきのこやぎ」
  - (6) 閉 会

※「鳥の劇場」内で障がい者アート(絵画)を展示

### 【参考：第14回全国障がい者芸術・文化祭に向けた取組】

平成26年度に厚生労働省等との共催により本県での開催を目指している「第14回全国障がい者芸術・文化祭」に向け、検討組織の設立や県内障がい者団体・グループのアート活動への支援など、大会準備に向けた作業をスタートさせています。

- 平成24年10月 【体制強化等】
- ・アート活動の掘起し、施設事業所への働きかけ、活動団体のフォローアップ等にあたる「障がい者アートコーディネーター」(非常勤)配置
  - ・「第14回全国障がい者芸術・文化祭検討委員会」設立
- 11月 【指導者養成・活動支援】
- ・「鳥取県障がい者アート推進事業」(指導者養成セミナー開催、アート活動団体への支援等)実施
- 平成25年 3月 ・「第2回鳥取県障がい者芸術・文化祭」(県内活動団体の腕試し・表現の場)
- 7月 ・「第14回全国障がい者芸術・文化祭実行委員会」設立【予定】
- 11月 ・「第3回鳥取県障がい者芸術・文化祭」(全国大会プレ大会として開催)【予定】

# 指定管理施設の会計事務実地検査の結果について

平成25年2月22日

障がい福祉課

とっとり花回廊において、平成19年度から20年度にかけて利用料金に係る不適切な会計事務が判明したことを受け、同様に利用料金を取り扱う全ての指定管理施設の会計事務（平成22、23年度分）について緊急実地検査を実施したところ、障害者体育センターにおいて会計事務の誤りがあったため、改善指導を行いました。（県全体の検査結果については、別紙のとおり）

## 記

### 1 該当施設

施設名 : 障害者体育センター  
所在地 : 鳥取市湖山町西三丁目113-2  
指定管理者 : 鳥取県厚生事業団

### 2 検査の概要

検査の期間 : 平成24年12月10日～14日  
検査対象年度 : 平成22年度、23年度  
検査の内容 : 書類の整備状況の確認、利用台帳（業務日誌）と収入記録との突合 など

### 3 検査の結果

指摘の内容 : 利用料の徴収誤り（過徴収3件、未徴収11件）  
誤りの内容 : 減免の計算誤り、利用回数の計算誤り など

- ・利用者のうち障がい者の割合によって減免の有無等の取扱いが異なるが、正しく計算されていないものがあった。
- ・利用頻度の高い利用者について、利用料を1か月分まとめて一括徴収していたが、利用実績を正しく反映していないものがあった。

#### 事務手続き上の主な問題点

- 業務日誌について、利用者対応に追われるなどして、記載もれがあった。
- 本来は利用の都度利用料を徴収すべきところを、1か月分まとめて一括徴収していた。
- 減免の適用について、利用者からの申告によらず、管理員の判断で行っていた。
- 事務の流れがマニュアル化されておらず、職員によって対応が異なっていた。
- チェック体制が整っていなかった。

### 4 改善指導の内容とその対応

- 速やかに利用者に謝罪し、過徴収分の返還、未徴収分の徴収を行うこと。
  - 過徴収3件（2,140円）について、利用者に謝罪し、返還済み。
  - 未徴収11件（22,440円）について、利用者に謝罪し、徴収済み。
- 会計事務の流れを整理し、チェック体制を整えること。
  - 計算誤りなどが発生しないよう、申込書や台帳などをわかりやすい様式に改めた。
  - 複数の職員が異なる資料を突合してチェックするように、事務の流れを改めた。

### 5 今後の対応

平成24年10月3日付行財政改革局長通知により、指定管理者は会計事務の内部検査を毎月実施し、結果を所管課に毎月報告することとされていることから、これを徹底するとともに、内部検査の結果に問題がある場合は実地検査を実施するなどして指導する。

# 指定管理施設の会計事務実地検査の結果について

平成25年2月22日  
 行財政改革局業務効率推進課  
 福祉保健部障がい福祉課  
 農林水産部生産振興課

とっとり花回廊において、平成19年度から20年度にかけて利用料金に係る不適切な会計事務が判明したことを受け、同様に利用料金を取り扱う全ての指定管理施設の会計事務(平成22年度、23年度分)について、施設所管課において緊急実地検査を実施しましたので、その結果の概要を報告します。

## 1 検査結果の概要

一部の施設において会計事務のミスなどの事案が判明したことから改善指導を行ったが、不正が疑われるような重大な過誤はなかった。(各施設の検査結果は別紙資料参照)

### 〈主な改善指導〉

施設	指定管理者	検査結果・指導内容	所管課(検査実施)
障害者体育センター	鳥取県 厚生事業団	○ 減免計算のミスによる過徴収が3件、利用料金未徴収が11件などの過誤があった。 ⇒ 過徴収の返還、未徴収の回収を行わせ、再発防止のため、会計事務のチェック方法や体制について改善を指導した。	福祉保健部 障がい福祉課
とっとり花回廊	鳥取県 観光事業団	○ 使用済み半券1冊(24年2月分)が紛失していたが、収入金とチケット販売状況の突合を行い不正はなかったことを確認。(24年1月に入園券取扱マニュアルを作成したが、その運用が徹底されていなかったため) ⇒ 入園券、半券管理の一層の徹底を指導した。	農林水産部 生産振興課
鳥取二十世紀梨記念館		○ 使用済み半券26冊が紛失していたが、収入金とチケット販売状況の突合を行い不正はなかったことを確認。(入園券取扱マニュアルを整備していなかったが、24年8月にマニュアルを作成して改善済。) ⇒ 入園券、半券管理の一層の徹底を指導した。	

## 2 今後の対応

今回の調査結果をふまえて、改めて適正な会計事務と検査報告を徹底するとともに、今年度末の実績報告を受けて各施設所管課長が実施する実地検査においても、再度、今回の指導内容の改善状況を確認することとしている。

### 〈参考〉

#### 1 今回実施した緊急会計事務実地検査の検査対象・検査内容について

- (1) 対象施設 指定管理施設のうち、県の定める利用料金の徴収を指定管理者が行っている施設
- (2) 検査対象年度 平成22・23年度
- (3) 検査方法 施設所管課職員が現地に赴き、半券、帳簿等と収入事務を検査
- (4) 検査項目

- ・入場券等の取り扱いに関するルールの整備状況(管理方法、受払簿等帳簿類の整備等)
- ・未利用の入場券等の保管状況の確認
- ・入場券等の通し番号に発行済み分と未利用分に欠番が生じていないかどうかの確認
- ・入場券等の販売がわかる根拠資料(半券の残った綴り等)の保存状況
- ・入場券等の販売がわかる根拠資料(半券の残った綴り等)と入場者数、収入額との突合
- ・利用料請求金額の計算が正しく行われているかどうかの確認(一部抽出可) 等

#### 2 業務報告書(毎月)への会計事務内部チェック結果の記載等について指定管理者への周知

(指定管理施設所管課長あて平成24年10月3日付行財政改革局長通知)

- (1) 指定管理者は、今後、入場料収入と入場者数及び入場券、領収書の点検結果など、会計事務の内部チェックの結果について毎月の業務報告書に記載の上、指定管理施設所管課に報告すること。
- (2) 指定管理者は、不適切事案が発生した場合には、迅速に指定管理施設所管課に報告すること。

## 指定管理施設会計事務実地検査の結果一覧表

所管課 (検査実施課)	施設	指定管理者	検査日	検査結果	
				検査結果	指摘・指導内容等
文化政策課	県民文化会館	鳥取県文化振興財団	12月18日～20日	適正	—
	倉吉未来中心	鳥取県文化振興財団	12月21日	適正	—
	童謡館	鳥取童謡・おもちゃ館	10月11日、16日、11月2日	概ね適正 (指導済)	○日計表の記載に一部誤りが見られたが、入場者数、収入額への影響はなかった ○引き継ぎ書はあるがマニュアルが未整備 ⇒マニュアルの整備を指導
	夢みなとタワー	鳥取県観光事業団	10月17日、11月15日	概ね適正 (処理済)	○釣銭誤りによる現金超過(10円)があったが雑収入として受け入れ処理済み
	米子コンベンションセンター	とっとりコンベンションビューロー	12月26日	適正	—
障がい福祉課	障害者体育センター	鳥取県厚生事業団	12月10日～14日	要改善 (改善済)	○減免計算のミスによる過徴収が3件、利用料金未徴収が11件などの過誤があった ⇒過徴収の返還、未徴収の回収を行わせ、再発防止のため、会計事務のチェック方法や体制について改善指導
長寿社会課	福祉人材研修センター	鳥取県社会福祉協議会	11月14日	適正	—
子育て応援課	鳥取砂丘こどもの国	鳥取県観光事業団	11月6日	概ね適正 (指導済)	○半券の販売日と日計表上の日付が誤記入により異なるものが数件あったが収入金額への影響はなかった ⇒適切な会計事務を指導
公園自然課	布勢総合運動公園	鳥取県体育協会	11月20日、12月27日	適正 (改善済)	【H23年度財政的援助団体等監査での指摘事項】 ・利用券等受払簿記載漏れ ⇒当会計事務実地検査時(監査後)には改善されていることを確認
	燕趙園	鳥取県観光事業団	10月12日	概ね適正 (指導済)	○団体旅行客の場合、引率者に入園券をまとめて渡しており、入園しない者がいる場合に未利用の入園券が生じることから入園者数を収入が上回ることとなっている ⇒引換券方式等を検討するよう改善指示
	東郷湖羽合臨海公園	鳥取県観光事業団	10月12日	適正	—
西部総合事務所	大山駐車場	大山観光局	11月5日～30日	概ね適正 (指導済)	○入場券受払簿の整備等が不十分 ⇒入場券受払簿の整備を指導 ⇒担当スタッフへの教育指導を徹底
産業振興総室	とっとりバイオフロンティア	鳥取県産業振興機構	10月22日、11月13日、15日	適正	—
農政課	農村総合研修所	鳥取県農業協同組合中央会	11月12日	適正	—
生産振興課	とっとり花回廊	鳥取県観光事業団	10月18日	要改善 (改善済)	○使用済み半券1冊が紛失していたが、収入金とチケット販売状況の突合を行い不正はなかったことを確認(24年1月に入園券取扱マニュアルを作成したが、その運用が徹底されていなかったため) ⇒入園券、半券管理の一層の徹底を指導
	鳥取二十世紀梨記念館	鳥取県観光事業団	10月17日	要改善 (改善済)	○使用済み半券26冊が紛失していたが、収入金とチケット販売状況の突合を行い不正はなかったことを確認(24年8月に入場券管理マニュアルを作成して改善済) ⇒入園券、半券管理の一層の徹底を指導
空港港湾課	みなとさかい交流館	境港管理組合	10月12日	適正	—
家庭・地域教育課	生涯学習センター	鳥取県教育文化財団	11月1日～29日	概ね適正 (指導済)	○領収書の記載誤りあり(領収していない振込手数料を加えて金額を記入) ○施設利用料等収入が翌日までに金融機関に入金されていない場合あり ⇒適切な会計事務を指導
スポーツ健康教育課	鳥取産業体育館・鳥取屋内プール	鳥取県体育協会・ソーシャルネットワーク共同企業体	10月24日	適正	—
	倉吉体育文化会館	鳥取県体育協会	11月16日	適正	—
	米子産業体育館	鳥取県体育協会	10月5日、11月13日	適正 (改善済)	【H23年度財政的援助団体等監査での指摘事項】 ・利用券等受払簿記載漏れ ⇒当会計事務実地検査時(監査後)には改善されていることを確認
	米子屋内プール	鳥取県体育協会	11月14日	適正	—
	ライフル射撃場	鳥取県ライフル射撃協会	10月5日、11月13日	適正	—
	武道館	鳥取県体育協会	11月13日	適正 (改善済)	【H23年度財政的援助団体等監査での指摘事項】 ・利用券等受払簿記載漏れ ・利用券に通し番号未記載のものあり ・利用券半券に金額未記載のものあり ⇒当会計事務実地検査時(監査後)には改善されていることを確認

## 明友会の介護事業所の指定申請に対する指定拒否処分について

平成25年2月22日  
長寿社会課

一般社団法人明友会は、平成23年12月に介護事業所の指定申請を行い、県としては慎重に審査をしてきたところです。そのような中、同法人は、平成24年10月に県を相手とする訴訟(指定の義務付け、違法確認)及び仮の義務付け命令申し立て(判決までの間の仮の指定を求める)を提起しているところですが、県は、今般、明友会の介護事業所の指定申請について、1月29日付けで指定拒否の処分を行いました。

### 1. 指定拒否の根拠

#### (1) 介護保険法第70条第2項第3号及び第115条の2第2項第3号に該当

指定居宅サービス事業者は、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携しなければならない(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第3条第2項)が、明友会は、以下のとおり、その説明に虚偽等があり、申請内容が信憑性に欠けることから、指定居宅サービス事業者として適正な介護サービスの提供を期待することはできない。

ア 申請者は、社会福祉法人みのり福祉会(以下「みのり福祉会」という。)の一連の問題に関わり改善措置命令の対象となった村田実氏及び斎江博行氏について、何ら関係ないとの説明を重ねてきたが、申請者は、村田実氏及び斎江博之氏と一体となり岡山県での介護事業を計画している事実に照らし、村田実氏らの影響を払拭したとする申請者のこれまでの主張は虚偽であると認められること。

イ このほか、擁壁工事、履歴書、給与の不正受給、土地の賃貸借問題等の疑惑があること。

#### (2) 介護保険法第70条第2項第10号及び第115条の2第2項第10号に該当

みのり福祉会が社会福祉法に違反し二度に渡り同法に基づく改善措置命令を受けたことは、実質的に介護保険法(以下「法」という。)第77条第1項第10号及び法第115条の9第1項第9号に基づく指定取消処分であるといえることから、その理事長であった村田実氏等は法第70条第2項第6号及び第115条の2第2項第6号に該当する者である。このような者が申請者の運営に深く関与していることから、法の趣旨に照らし、法第70条第2項第10号及び第115条の2第2項第10号に該当する。

### 2. スケジュール(見込み)

訴訟については、口頭弁論等の手続きを経るため、判決が出るまでには少なくとも数か月はかかる見込み。

【参考】これまでの経緯等

- |      |     |    |                           |
|------|-----|----|---------------------------|
| H23. | 12. | 2  | 明友会から指定申請書が中部福祉保健局に提出される  |
| H24. | 1.  | 下旬 | みのり福祉会から村田実等の告訴状が県警に提出される |
|      | 2.  | 9  | 明友会から審査請求書が福祉保健部に提出される    |
|      | 10. | 4  | 明友会が鳥取地裁に訴状を提出            |
|      | 10. | 10 | 鳥取地裁が県へ通知                 |
|      | 11. | 14 | 第1回口頭弁論                   |
| H25. | 1.  | 11 | 第2回口頭弁論                   |
|      | 3.  | 8  | 第3回口頭弁論(予定)               |

## 家族の高齢者虐待による被虐待者死亡の疑いがある事例について

平成25年2月22日  
長寿社会課

1月31日、北栄町において、死亡した母親と同居していた息子が、寝たきりの母親の褥瘡(床ずれ)の処置を放置しケガを負わせた疑いがあるとして、その息子を保護責任者遺棄致傷容疑で倉吉警察署が逮捕した事例が発生しました。

引き続き警察により死亡との因果関係等について捜査が進められますが、介護放棄(ネグレクト)による高齢者虐待の疑いが高いと認められる案件であります。

そこで県では、今後の適切な高齢者虐待防止策に繋げるため、市町村向け研修会の開催などを行う予定です。

### 1. 警察による逮捕の概要

- ・容疑者 56歳 無職 死亡者の息子(長男)
- ・死亡者 79歳 女性
- ・逮捕容疑 母親が寝たきりで床ずれを起こしていたのを知りながら必要な処置を怠り、全治半年のケガを負わせた疑い。(保護責任者遺棄致傷)  
容疑者は、容疑を認めているとのこと。
- ・その他 北栄町では、当該世帯を4年ほど前より要注意世帯として位置付け、地元住民に情報提供した上で、町が定期的な見守り活動を行っていた。

### 2. 高齢者虐待防止に向けた県の対応策

(1) 2月7日付けで市町村へ注意喚起を促す文書を通知

(2) 市町村との意見交換会の開催

2月12日に開催した県福祉保健部と市町村(出席者は副市町村長クラス)との意見交換会の機会を捉え、高齢者虐待防止策の徹底を要請し、意見交換を行った。

(3) 市町村の虐待担当者向け研修会の開催

対応困難事例に対する対処の仕方に焦点を絞り、虐待が起こった場合の対応手順について、あらためて周知を図る。(3月中に開催予定)

(参考：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)

法律上、高齢者虐待への対応権限は市町村が主体と規定されており、虐待の防止や支援について、様々な責務が課せられ、それらの責務に対して組織として対応することが求められています。

○市町村の役割(養護者による高齢者虐待)

※ 以下( )は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の関係条文

- ① 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言(第6条)
- ② 通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議(第9条第1項)
- ③ 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求(第9条第2項、第10条)
- ④ 立入調査の実施(第11条第1項)
- ⑤ 立入調査の際の警察署長に対する援助要請(第12条第1項)
- ⑥ 老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会制限(第13条)
- ⑦ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置(第14条第1項)
- ⑧ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備(第16条)
- ⑨ 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知(第18条)



# グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

平成25年2月22日  
障がい福祉課  
長寿社会課  
くらしの安心局住宅政策課  
危機管理局消防防災課

2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおいて、また2月10日には新潟県新潟市の障がい者グループホームにおいて人的被害を伴う火災が発生したことに伴い、本県においても類似施設に対する防火安全体制の徹底と緊急点検を行います。

## 1 本県の類似施設の現状

### (1) 認知症高齢者グループホーム（介護保険法に規定する認知症対応型生活援助事業を行う施設）

- 近年、認知症高齢者グループホームで多数の死傷者を出す火災事故が発生していることを踏まえ、本県においても、定期的に類似施設に対する立ち入り調査を実施。
- 県内の類似施設74件が建築基準法令に適合していることを確認済み。（平成24年4月1日現在。なお、うち8施設については是正指導を行い、いずれも是正済み。）
- また、全施設にスプリンクラーが既に設置済。

### (2) 障がい者グループホーム・ケアホーム（障害者自立支援法に基づく共同生活援助(介護)事業所）

- 県内では障害者自立支援法に基づくグループホームは多くが住宅など既存施設を転用し、145施設が指定済み。（平成25年2月1日現在）
- このうちスプリンクラーの設置義務が課せられた施設は無い（規模要件等による）が、薬剤噴霧の簡易型を含め任意で21施設が設置済み。（平成25年2月1日現在。）  
〔障がい者のグループホームの多くは小規模（定員4～5名）で、民家（賃貸）を転用しているものが多く、設置義務のない施設へのスプリンクラー設置は少ないのが現状。賃貸であることや、補助制度があっても自己負担があることなどが要因。〕
- いずれの施設も、指定時に、消防法施行令上必要とされる設備等の設置が完了していることを確認済み。
- 建築基準法上の取り扱いについては、今般、防火避難規定など一定の基準を満たす場合に「住宅」としての取り扱いを開始することに合わせ、法令への適合状況を確認するための報告徴収を開始した。

## 2 今後の対策等

### (1) 認知症高齢者グループホーム（介護保険法に規定する認知症対応型生活援助事業を行う施設）

#### ア 施設に対する指導・点検指示

施設の代表者に対し、改めて、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等以下について、運営基準（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準：厚生労働省令）に基づき再点検の実施を指示。

#### ① 非常災害対策の適切な実施

運営基準に定める非常災害対策について点検を行い、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

#### ② 地域住民等との連携

運営基準において、避難・救出、その他の訓練の実施について実施状況の点検を行い、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

#### ③ 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

運営基準に定める消火設備の設置状況について点検を行い、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

#### イ 関係機関による点検

- ① 74施設のうち、国土交通省の調査対象となっている新設の8施設、及び昨年定期報告が未提出の4施設、計12施設については、建築・消防部局が連携して立ち入り調査を実施する。

- ② 監査権限を有する市町村と連携し、消防や建築担当部局による立ち入り調査などに協力する。

(2) 障がい者グループホーム・ケアホーム（障害者自立支援法に基づく共同生活援助(介護)事業所）

ア 施設に対する指導・点検指示

認知症高齢者グループホームと同様

イ 関係機関による点検

- ① グループホーム・ケアホームの指定は、消防法施行令上必要とされる設備等の設置が完了していることが前提であり、全ての施設が適合していることを確認済みであるが、今回の件を受け、改めて全施設の状況調査を行い、不備な点があれば実地指導を行う。
- ② 建築基準法への適合状況を確認するための報告書が提出されたものから随時建築部局による立ち入り調査を実施する。

(3) 県内消防局の緊急査察状況

消防庁からグループホーム等に係る防火対策の更なる徹底（消防法令違反等の是正の徹底、夜間における応急体制の確保、火災予防対策の推進）について通知が出され、これに基づき各消防局では以下のとおり緊急査察を実施する予定。

なお、県内のグループホームの過去の査察では、安全管理の不備が確認された場合でも速やかに改善されており、現在も指導中の施設はない。

<認知症高齢者グループホームの査察>

東部消防局	平成 25 年 2 月 13 日～2 月 18 日	全 20 施設
中部消防局	平成 25 年 2 月 14 日～3 月 7 日	全 24 施設
西部消防局	平成 24 年 11 月～	全 30 施設実施済

<障がい者グループホーム・ケアホームの査察>

障がい者グループホーム・ケアホームについては、認知症高齢者グループホームの緊急査察実施後、順次、実施する予定。（西部消防局は 11 月に 61 施設実施済）

## 児童虐待による父親の逮捕事例について

平成25年2月22日

青少年・家庭課

2月2日、琴浦町において、小学生の長女（8）の脇腹を蹴って肋骨を折るなどの重傷を負わせたとして、その父親が傷害の疑いで逮捕される事案が発生しました。

当該児童については、以前に虐待の通告があったことから要保護児童であるとして、児童相談所、町等関係機関が家庭支援を行っていたところであります。

今後、要保護児童に対するこのような事例の防止を図るため、児童相談所と市町村等が協力し、要保護児童の状況について情報共有に努め、連携を密にすることとします。

### 1. 児童虐待の概要

- ・容疑者 27歳 被虐待児の父親
- ・被虐待児 8歳 長女
- ・逮捕容疑 長女の左脇腹を蹴り肺挫傷や肋骨骨折の重傷を負わせたもの。（全治1ヶ月）
- ・家族構成 父、母、当該児童、弟4人
- ・その他
  - ・平成22年12月～平成23年3月の間に2回児童虐待にあたる事案があり、保護者も虐待の事実を認めため、継続して父母に対する指導を実施。
  - ・琴浦町要保護児童対策地域協議会（要対協）を開催し、学校、保育所、警察署等と連携して対応。
  - ・平成24年3月には、経過が良好であるとして、援助の実施主体を児童相談所から琴浦町に移管。

### 2. 児童虐待防止に向けた県等の対応策

- (1) 2月4日及び8日、琴浦町要対協の個別支援会議を開催。今後の児童の支援方針を検討。あわせて、これまでの支援内容・方法についての検証を実施することとした。
- (2) 鳥取県児童虐待防止関係機関連絡会議の開催。  
全市町村に、要対協における要保護児童の情報把握について注意喚起を実施。
- (3) 2月8日注意喚起文書の発出
- (4) 市町村との意見交換会の開催  
2月12日に開催した県福祉保健部と市町村（出席者は副市町村長クラス）との意見交換会の機会を捉え、児童虐待防止策の徹底を要請し、意見交換を行った。
- (5) 今後、要対協の機能強化について検討

健康・医療に関する各種計画の改定に対する  
パブリックコメントの実施結果について

平成25年2月22日  
健康政策課  
医療政策課  
医療指導課

1 意見募集期間

平成25年1月24日(木)から2月14日(木)まで

2 意見募集の概要(計画の概要は別添参照)

鳥取県では、急速な少子・高齢化、生活習慣病に起因する疾病の増加など大きな環境変化に対応し、医療制度を持続可能なものとし、また、県民一人ひとりが健康で豊かに暮らせるよう、本年度、計画の最終年を迎える健康・医療に関する各種計画(鳥取県保健医療計画、鳥取県医療費適正化計画、鳥取県がん対策推進計画、鳥取県健康づくり文化創造プラン、食のみやことっとり～食育プラン～)について、改定作業を行っている。

本年度、関係機関等の意見をお聞きしながら検討を行ってきたところであるが、このたび、県民の皆様のご意見をお伺いしながら、最終的な計画を取りまとめたいと考え、パブリックコメントを実施した。

3 応募のあった意見の概要

(1)意見の数

ア 鳥取県がん対策推進計画	38件(23名)
イ 鳥取県健康づくり文化創造プラン	76件(34名)
ウ 食のみやことっとり～食育プラン～	15件(3名)
エ 鳥取県保健医療計画	24件(20名)
オ 鳥取県医療費適正化計画	10件(7名)

(2)主な意見

別紙のとおり

(3)意見に対する対応方針

- ・今回の意見等を踏まえ、検討会議において各計画の最終案を協議
- ・今回の意見等への対応結果は、県のホームページ等を通じて公表する予定

4 今後の予定

平成25年2月	} 検討会議において、最終案を協議	
3月		次期計画の策定
4月		計画の施行

各種計画に対する主な意見（パブリックコメント）

鳥取県がん対策推進計画（第二次）

項目	主な意見	件数
がん予防 （喫煙全般に対する意見）	がん対策のためには、がんの最大の原因である煙草を吸う方を減らすとともに受動喫煙対策を推進すべき。	1
	煙草に含まれる添加物としての化学物質を明らかにし、有害粉塵類や有害気体成分などの添加を規制しなければ現在の大気汚染を止めることはできない。早急に厚労省に煙草添加物の分析と規制を求めなければならない。	1
	禁煙治療費助成金の周知と更なる利用促進となるが、喫煙はアルコールや麻薬のような中毒性はそんなにない。自分の意思でやめるべき。もっと重たい病気なのに治療費が払えず困っている人たちに助成すべき。	1
	たばこ税により、鳥取県には約12億円、県内市町村には約39億円が納付されている。過度な喫煙規制が導入されれば地方財政への影響は大きく、県全体を見渡した慎重な検討がなされるべき。	2
がん予防 （喫煙する者の割合に関する数値目標について）	数値目標を掲げることは、合法の嗜好品であるたばこの消費削減を意図し、売上げが減少するので営業妨害である。また、たばこ産業従事者や葉たばこ耕作者、たばこ販売店等の雇用と職場を奪うものである。	4
	葉たばこ耕作農家が大幅に減少し、私が住む米子市でも耕作放棄地が増加し、農政上の大きな問題となっている。また、米子市にあったたばこ製造工場も閉鎖に追い込まれ多くの雇用が減少した。このようにマイナス要因もあるので目標値を設定する上では関係する農林水産部や労働部等ともよく意見交換して設定しているか。	1
	喫煙するかしないかは、適切なりスク情報に基づいて個人が自らの健康に与える影響を勘案して判断すべきものである。行政の介入により特定の数値に誘導すべきではない。	7
	設定された目標値について、根拠とした資料ならびに算出方法を開示した上で、県民の意見を聞くべき。	1
がん予防 （未成年者の喫煙に関する数値目標について）	未成年の喫煙をなくす取組は、たばこ業界だけでなく、行政や地域・社会が一体となって取り組むことが大切であり、大いに賛同する。	1
喫煙 （受動喫煙に関する数値目標について）	煙草を吸わない方が煙草の成分を吸わないようにするためには、分煙をやめて公共の場所の屋内を完全禁煙化すべき	1
	施設内（敷地内）禁煙施設の増加とあるが、これは、施設内（敷地内）での禁煙を一律に強制するための措置であり適切でない。受動喫煙防止の措置としては、「分煙」も有効な手段として推進されているので、「施設内（敷地内）禁煙」ではなく、「施設内（敷地内）禁煙または分煙」とすべきではないか。	3
	飲食店には喫煙できることを目的に来店されるお客様も多々いる。一律に全面禁煙すると売上げの減少を招いたり、完全分煙の環境整備に多大な経費が必要となったりし、飲食店にとっては死活問題となる。数値目標達成のために、強硬な行政主導の施策をとらないよう強く希望する。	3
	がん予防の推進の個別目標に行政機関における施設内禁煙の実施率100%とある。以前は県庁でも喫煙スペースがあったが、今は屋外で喫煙しなければならない。喫煙者はたばこ消費税という県や市町村にとっては貴重な財源を提供している。来庁時に屋外で喫煙しろというのは、納税者をどう考えているのか。	2
	一般事業所や商業施設等においては、敷地内禁煙とするか否かは従業員やお客様のニーズを施設の管理者が考慮し判断すべきものであり、行政が一律一方的に介入すべきではない。	2

小児がん対策 (実態把握)	県内における小児がん患者家族(治療中・治療終了後・亡くされた方)がどのような現状にあるのか調査・把握をしていただき、現状にあった施策を行ってほしい。	1
小児がん対策 (教育環境)	県内で闘病中または治療終了後の小児がん患者がどのような環境で教育(小中高)を受けているのか、課題はないのか等の把握のために調査を行ってほしい。	1
小児がん対策 (がん教育)	がん教育という項目が今回新たに追加されているが、その内容について成人がんだけではなく、子どもにもがんがあること(小児がん)についても触れてほしい。また実施に際し、教育を受ける生徒・児童に小児がん患者本人や兄弟などが含まれる場合もあるため、正確な情報を伝えるよう配慮してほしい。	1
医療機関の連携体制づくり	計画案では、がん地域連携クリティカルパスの適用率1割以上とあるが、がん地域連携クリティカルパスは、本年度より本格稼働したばかり。計画の目標数値設定は、もうしばらく現状をモニターした上で検討すべき。	1
がん医療に関する相談支援及び情報提供体制の充実	病気のことを知りたいと思い、インターネットで検索したが、何を信じていいかわからず、書店に行っても思うような本が見あたらず困った。最近では入院期間も短く、病気のことで知りたいと思った時にすぐ聞ける人がいない。(がんにかかった時に適切な治療を受けることができることはもちろん、患者や家族が身近なところで病気や療養生活について知ることができ、気持ちも支えていただける環境を整えてほしい。	1
その他 <希少がん>	対策の方向性と具体的な取組<希少がん>の欄に次のとおり記載すること。 「口腔がんにおいても、予防ならびに早期発見・早期治療が重要なことから、口腔がんに対する県民への広報活動ならびに予防意識の啓もう、口腔がん検診の普及に努めます。」	1
計画全体	「5分野別施策及びその目標値」の項目に「口腔がん対策の推進」を追加の上、次のとおり掲載すること。 (一部省略) 【個別目標】 集団での口腔がん検診の実施はもちろんのこと、一般診療所における口腔がん検診の実施に向けて、口腔がん検診のできる歯科医師の養成	1

応募件数：37

応募人数：23

各種計画に対する主な意見（パブリックコメント）

鳥取県健康づくり文化創造プラン（第二次）

項目	主な意見	件数
喫煙 （全般に対する意見）	喫煙を排除するのではなく、あくまで受動喫煙の機会を減らすことを目的とし、喫煙者のマナーの改善など、啓発活動に重点を置くべき。	7
	たばこ税により、鳥取県には約12億円、県内市町村には約39億円が納付されている。過度な喫煙規制が導入されれば地方財政への影響は大きく、県全体を見渡した慎重な検討がなされるべき。	10
	喫煙者にも配慮して喫煙できる場所をつくることも必要。たばこ税を利用し、喫煙室の充実を図るべきではないか。	5
	たばこは有害とされているが、ストレス解消法になっているケースもある。たばこが有害というのであれば、きちっとした根拠を示し、禁煙の議論を行って欲しい。	4
喫煙 （喫煙する者の割合に関する数値目標について）	数値目標を掲げることは、合法の嗜好品であるたばこの消費削減を意図し、売上げが減少するので営業妨害である。また、たばこ産業従事者や葉たばこ耕作者、たばこ販売店等の雇用と職場を奪うものである。	21
	喫煙するかしないかは、適切なりスク情報に基づいて、個人が自らの健康に与える影響を勘案して判断すべきものである。行政の介入により特定の数値に誘導すべきではない。	14
	設定された目標値について、根拠とした資料ならびに算出方法を開示した上で、県民の意見を聞くべき。	1
喫煙 （未成年者の喫煙に関する数値目標について）	未成年の喫煙をなくす取組は、たばこ業界だけでなく、行政や地域・社会が一体となって取り組むことが大切であり、大いに賛同する。	1
	禁煙治療費助成制度をせっかく作ったのに知らない人が多い。小学校、中学校、高校、大学などの教育機関に情報提供し、喫煙＝治療を必要とする依存症であるという認識をもらい、学校と医療が連携できるよう指導して欲しい。	1
喫煙 （受動喫煙に関する数値目標について）	施設内（敷地内）禁煙施設の増加とあるが、これは、施設内（敷地内）での禁煙を一律に強制するための措置であり適切でない。受動喫煙防止の措置としては、「分煙」も有効な手段として推進されているので、「施設内（敷地内）禁煙」ではなく、「施設内（敷地内）禁煙または分煙」とすべきではないか。	6
	飲食店には喫煙できることを目的に来店されるお客様も多々いる。一律に全面禁煙すると売上げの減少を招いたり、完全分煙の環境整備に多大な経費が必要となったりし、飲食店にとっては死活問題となる。数値目標達成のために、強硬な行政主導の施策をとらないよう強く希望する。	4
	一般事業所や商業施設等においては、敷地内禁煙とするか否かは従業員やお客様のニーズを施設の管理者が考慮し判断すべきものであり、行政が一律一方的に介入すべきではない。	2

76件（34名）

各種計画に対する主な意見（パブリックコメント）

食のみやことっとり～食育プラン～

項目	主な意見	件数
鳥取県のこれからの食育	「豊かな人間性」は、「生きる力」のなかの1つの事項であるため、基本方針の「豊かな人間性を育む食育」は、大きな意味合いを持たせて「生きる力を育む食育」とした方がよいのではないか。	1
	「食に対する感謝の心を養う」という重点目標について、感謝以前にあるものに思いが至っていない。申し訳なさのあとに感謝がくるはずである。身体的実感なしで、常識的な大人が、観念的に語る感謝などでは、力を持たない。食や家族との関わりを、ありきたりの言い方や常識的な家族観ではない仕方ではいかに語れるかが課題。	1
	「1日3食、規則正しく食事をする」と「主食・主菜・副菜を揃えた食事をする」を一緒にして、「よく噛んで味わって食べる」を追加してはどうか。	1
今後の取組に向けた県の推進方策	県が果たすべき役割と具体的な取組が突然でてくるが、既出の「4つの重点目標と12の目標」との関わりは、どうなっているのか。	1
関係者に期待する役割と具体的な取組	保育所・幼稚園が取り組むことについて、「よく噛んで味わって食事を楽しむ共食の実践」や「口腔機能の発達を育む食べ方等の支援」を加筆・追加してはどうか。	1
	学校（幼稚園を除く）が取り組むことについて、＜具体的な取り組み例＞と「食べる力の育成（咀嚼能力）と味わい食べるの支援」を追加してはどうか。	1
計画の点検・評価	目標値に「共食の推進」の設定が無いので、是非とも設定すべき。	1
	目標値に「よく噛んで味わって食べる」ことの設定が無いので、是非とも設定すべき。	1
	「主食・主菜・副菜の揃った食事をする県民の増加」「朝食を食べる県民の増加」は、それぞれ、鳥取県健康づくり文化創造プラン（第2次）の指標と重複しているので、削除してもよい。	1
具体的な取組	地域の空いている農地等を利用して、子供たちに農業体験をさせてはどうか。これは、学校に任せるだけでなく、自治体・地域が一体となっておこなってはどうか。	1
	地域で収穫した野菜・果物・肉・魚介類等を使用した料理教室（親子クッキング体験）を積極的に実施してはどうか。土日、夏休み・冬休み等に積極的に各地で料理教室や親子クッキング体験を開催してはどうか。	1
その他	文末の言い回しが違うので、揃えた方がよい。	4

15件（3名）



各種計画に対する主な意見（パブリックコメント）

鳥取県保健医療計画

項目	主な意見	件数
疾病又は事業別対策（共通）	計画の目的に切れ目のない医療とある。医療が高度化し命は助かっても、家族にとってはそれからが大変である。病気ごとに病院間の連携体制が図になっているが、本当に機能しているか不安だ。	1
	疾病別に関係する病院名などが書かれているが、各病院が全体的にどのような機能、役割を持っているのかが、わかりにくい。主要な病院だけでも病院ごとで記載したページがあると、わかりやすい。	1
がん対策	東部にがん拠点病院が2つあるのは、全国と比べてもがんの死亡が多いことへの対応のあらわれか。減らされることのないよう、県の努力に期待する。	1
小児医療 周産期医療	ある病院から産婦人科や小児科がなくなり、他の病院に移るというようなことを聞いたが、何か理由があるのか。よくわからないままかかりつけを変えるのは不安であり、患者側の立場で考えてほしい。	1
周産期医療	産婦人科医師への分娩手当の実施等、産科医の確保のための処遇改善を図る内容を具体的に記載してほしい。	1
在宅医療	【医療機関からの意見】当院は「急性期医療を中心に一亜急性期・回復期一療養医療一在宅医療一予防医療」の一貫した体制の構築を計画している。なかでも、「急性期医療を有する在宅療養支援病院」の指定をこの数年の間に目指している。	1
	在宅で治療を行う場合、急病になるケースが多いと思うので、即対応いただけるうえに適切な治療や入院ができる病院があれば安心である。急性期医療と在宅医療が実施できる医療機関をぜひ米子市内につくっていただきたい。	1
	ヘルパー、デイサービス、訪問看護等、自宅で見守ってもらっても、病気が悪化した時、すぐに入院できる病院が必要である。病院と連携して悪くなったら病院に入って治療し、元気になったら帰ってくるというシステムがあれば安心である。	1
医療従事者の確保と資質の向上	<医師> 産婦人科、小児科、精神科の医師が不足とのことだが、科を限定しての奨学金とか、県としてはどう考えるのか。（研修を希望する医師と臨床研修病院である）鳥大病院のマッチ率も低いようだが、県としての対策はないのか。県外や私立大学との連携などは考えていないか。	1
	<看護職員> 看護師学校について、質の高い学生養成のため充実が必要とのことだが、鳥取と倉吉にある県立学校を一本化して大学にするような考えとか計画はないのか。	1
	看護師確保について、300人程度の不足が続くとのことだが不安だ。鳥取市や倉吉市で看護学校をつくる報道がされているが、大いに賛同する。県がしっかり支援してほしい。	1
医療機関の役割分担と連携	「東部保健医療圏内に幅広い分野で高度・先進的な医療を提供できる医療機能が必要」との記述について、協定報道の事か。なぜ計画に記載がないのか。高度急性期病院があることは、住民にとってはいいことと思うが、2病院だけの話し合いだけでいいのか。一般的急性期や慢性期などの後方支援があつての超高度医療と思うので、地域としての連携など県を中心にしっかり協議をしてすすめてほしい。	1
基準病床数	東部の基準病床が400マイナスであるが、現実的に過剰なのか、実入院患者数で判断したものか。今後、県として病床削減の指導を行っていくのか。	1
地域保健医療計画	医療圏ごとの計画に、ボリューム（ページ数）を含め、ばらつきがある。同じ目線で、県全体を俯瞰するとき、項目が異なることは、非常にわかりにくいと感じる。	1

項目	主な意見	件数
東部保健医療圏 地域保健医療計画	<p>東部圏域の脳卒中対策について、県全体の「脳卒中対策」（第3章第1節）、また、「医療機関の役割分担と連携」（第3章第3節）の東部保健医療圏内で高度急性期医療の充実を目指す内容との整合性を図ったほうが良い。</p> <p>&lt;脳卒中対策（3）診断治療の充実&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「現状」について、「tPA（血栓溶解療法）の実施体制が充分とは言えない」は、「脳卒中救急診療体制が充分とは言えない」でもよい。その内訳として「①tPAを各病院が24時間体制で実施できているとは必ずしも言えない」に加えて、「②脳卒中専門スタッフの不足」、「③tPA効果不十分患者に対するカテーテル治療の体制が不十分」の2項を追加してもよい。</li> <li>・「課題、対策」について、「脳卒中専門スタッフの充実」、「tPA効果不十分患者に対するカテーテル治療の体制整備」を追加してもよい。後者は高度急性期医療に該当し、全国的には徐々に整備されつつある。</li> </ul>	1
	「東部保健医療圏地域保健医療計画の概要」及び「脳卒中対策」に「脳卒中医療連携ネットワーク会議」の記載があるが、会の名称は「東部地域脳卒中医療連携ネットワーク研究会」である。	1
	休日歯科診療体制について、実施場所が実施主体のように読めるので修正してはどうか。また周知方法について鳥取市報が記載されているが、東部4町の町報もあるのではないかと。	1
中部保健医療圏 地域保健医療計画	「がん検診を受けやすい環境整備」の「人間ドック受託枠の拡大のための施設整備」に一医療機関が記載されているが、自分はいつも他の病院で予約がとれない。どのように決まっているのか。ニーズと合致しているか。	1
健康づくり	<p>がん予防に関し、「禁煙を含め、鳥取県健康づくり文化創造プランで推進」と記載されており、当該プランについて意見がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙率の目標が掲げられているが、根拠資料並びに算出方法を開示したうえで県民の意見を聞くべき。喫煙率減少に向けた数値目標の設定に反対する。</li> <li>・行政機関及び医療機関について、施設内禁煙100%実施を目標としているが、分煙を認めるべき。</li> <li>・禁煙か分煙かは施設の目的や実態に応じて施設管理者が行うべきであり一律の全面禁煙には反対する。</li> <li>・たばこは地方の一般財源に大きく貢献している。過度な喫煙規制が導入されれば、地方財政への影響は大きく、県全体を見渡した慎重な検討がなされるべ</li> <li>・県内のたばこ業界全体に及ぼす影響等について十分考慮すべき。</li> </ul>	1
	成人の喫煙率は減少しており、喫煙率減少に取り組む必要はない。行政が喫煙率減少に取り組むことは、たばこ販売数量の減少を更に加速させることになり、断固反対する。	1
	<p>多数の人が利用する施設等における禁煙の取組みの推進、受動喫煙を防止する環境の整備という計画だが、施設利用者の中には多数の喫煙者がいることを理解し、全面禁煙ではなく分煙も認めた現実的な施策となるよう強く要望する。</p> <p>また、飲食店等における受動喫煙防止対策の強化について、「完全分煙」となると、零細な飲食店等は、完全分煙のための設備投資の負担に耐えられず、やむを得ず禁煙とせざるを得ず、売上に直接影響する。</p>	2
	健康づくり応援施設（禁煙分野）の認定は、認定を希望する店主が自主的に申請し、県が調査したうえで「認定可否」の決定がなされているが、今後も強硬な行政主導の施策とならないよう要望する。	1
	喫煙率の減少、公共の場での禁煙等、鳥取県が強制的に喫煙を排除しようとしているのではないかと感じる。全面禁煙とせず、たばこを吸う吸わない人が認め合える環境をつくることだと思ふ。分煙を認めましょう。	1

24件(20名)

各種計画に対する主な意見（パブリックコメント）

第二期鳥取県医療費適正化計画

項目	主な意見	件数
全般	①県が実施すべきこと（実施できること）と国がやるべきことの区別が不明確である。医療費の適正化は国の業務であり、県がやることではない。	1
たばこ対策	①第一期の医療費適正化計画にはなかった「たばこに対する対策」が追加されたのはなぜか。喫煙が具体的に医療費増加の要因となっているのか。総花的な計画にするのではなく、高齢者やメタボリックシンドロームなど医療費の増加に確実に関与している項目に絞って計画を立てるべきである。	1
	②「公共の場等での全面禁煙の促進」とあるが、全面禁煙とせず、分煙を認めるべき。	2
	③「公共の場等での全面禁煙の促進」について、商業施設、飲食店等どこまで含まれるか不明であり、あらゆる施設に広く適用されることを危惧する。一律の全面禁煙に反対する。	1
	④「健康づくり応援施設（禁煙分野）の増加」や「公共の場等での全面禁煙の促進」としているが、一律に全面禁煙にすると、売り上げの減少を招くなど、大きな影響を及ぼす。全面禁煙を強制的に義務化する強硬な行政主導の施策とならないようにすべき。	1
	⑤喫煙率減少に向けて取り組む必要はない。「吸う」「吸わない」は個人が判断すべきもので行政が介入すべきでない。喫煙率は減少しており、わざわざ喫煙率減少に取り組む必要はない。	2
	⑥行政が喫煙率減少に向けて取り組むことは、たばこ販売数量の減少をさらに加速させることになり、たばこ販売店に死刑宣告するようなものである。	1
歯・口腔の健康対策	①歯・口腔の健康対策を追加すること。	1

## インフルエンザ集団発生・死亡事例について（医療法人社団尾崎病院）

平成 25 年 2 月 22 日  
健康政策課  
医療指導課

- 鳥取市内の尾崎病院からインフルエンザ集団発生及び死亡事案が県に報告された。  
※死亡者は2名の入院患者（82歳男性（肺炎）、75歳男性（急性心不全）、2人とも人工透析患者）  
※尾崎病院プレス資料によるといずれもインフルエンザとの因果関係は不明。
- 2月5日時点の累積患者数は、入院患者17名、職員9名の計26名、全てA型  
（※2月8日時点で、新たな感染者もなく、有症状者もいなくなった旨報告あり。）
- 県では、報告を受け、鳥取県感染制御地域支援ネットワークによる専門家を病院へ派遣し、必要な指導を実施。
- 2月6日午後4時から病院による記者会見が実施された。

### 1 経過

#### 1月28日（月）

- ・医療法人社団尾崎病院から東部福祉保健局へインフル集団発生の連絡があり、施設対応を確認し感染防止対策を指導するとともに、以下集団発生の資料提供を実施。

施設名 (代表者 職・氏名) 所在地	在籍者数	累計患者数	現有症状者数
医療法人社団 尾崎病院 (理事長 尾崎 舞) 鳥取市湖山町北2丁目555	病棟患者 60人 病棟職員 43人	病棟患者 10人 病棟職員 3人	病棟患者 6人 病棟職員 3人

※集団発生：同一施設で1週間以内に10名以上もしくは全利用者の半数以上の患者が発生した場合をいう。

#### 2月4日（月）

- ・病院から東部福祉保健局へ「1/27 発症患者（82歳、男性（透析患者））の死亡」の連絡有り。
- ・鳥取県感染制御地域支援ネットワーク（※）感染制御専門家チームの感染管理認定看護師による実地指導を実施  
※鳥取県感染制御地域支援ネットワークとは、感染制御対策のため県と医療機関により組織。個々の医療機関が取り組む日常の院内感染対策や院内感染（医療関連感染）発生等の緊急時における支援を医療機関からの要請や県からの提案により行っている。

#### 2月6日（水）

- ・病院から東部福祉保健局へ「2/5 発症患者（75歳、男性（慢性腎不全、慢性心不全、透析患者））の死亡」の連絡有り。

### 2 病院の対応について（※鳥取県感染制御地域支援ネットワークによる指導内容）

- ・施設の清掃方法の見直しを行う。より効果の高い消毒剤の使用による清掃を推奨。
- ・職員、面会者の手指衛生の徹底、防護服の確実な装着、着脱の手順遵守について再指導の実施。
- ・家族、面会者など外からの持ち込み感染を防ぐため、面会制限を継続する。
- ・外来患者でも咳などの症状がある場合はマスク着用の指導を行う。

### 3 県の対応

- ・関係機関（医療機関、福祉施設等）へ改めてインフルエンザ流行に対する注意喚起を実施（2/7 健康政策課長通知）
- ・特に医療機関へは、院内感染対策の更なる徹底と、重大な院内感染事案発生時には保健所への速やかな連絡により技術的支援を得るよう依頼（2/6 医療指導課長通知）
- ・医療機関、福祉施設、市町村等を対象にした研修会及び相談会の実施（2/12 県主催 288名参加）

(参考) 鳥取県のインフルエンザ患者発生状況

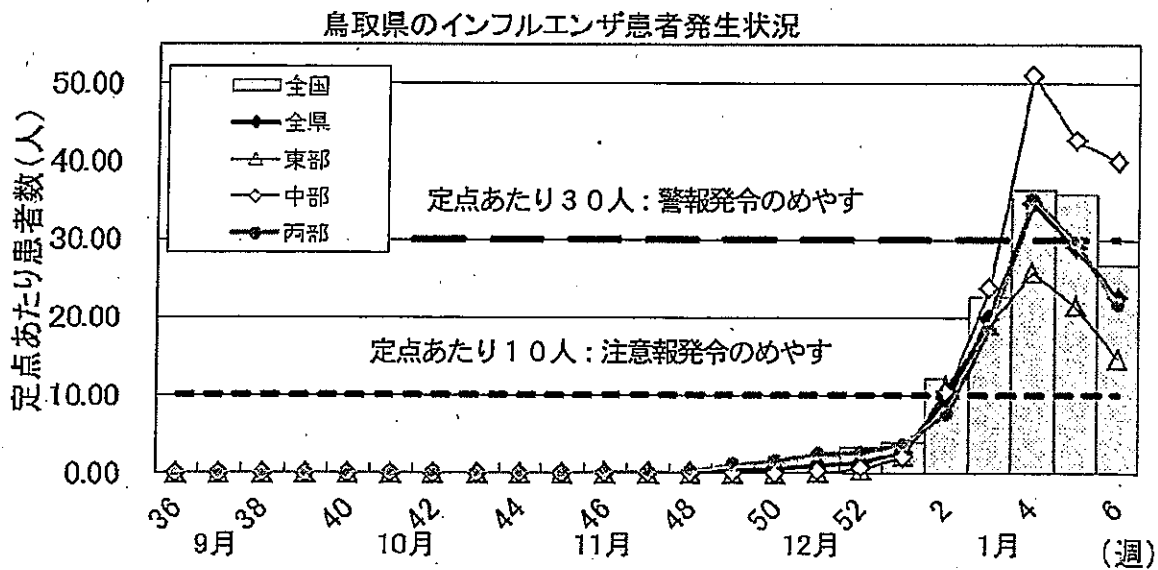
○鳥取県と全国のインフルエンザ患者発生状況(定点あたりの患者数、単位:人)

月	平成24年11月			平成24年12月				平成25年1月					2月
	週	46	47	48	49	50	51	52	1	2	3	4	5
鳥取県	0.07	0.03	0.10	0.41	0.59	1.03	1.35	2.73	9.66	19.86	34.59	28.93	22.52
全国	0.14	0.22	0.31	0.57	1.17	2.23	3.35	3.91	12.07	22.58	36.44	35.82	26.70

※鳥取県では平成24年第51週に流行開始のめやすとなる定点あたり患者数1名を超え、平成25年第3週に注意報レベルである定点あたり患者数10を超えました。

(定点あたり患者数が10名以上で注意報発令、30名以上で警報を発令)

※鳥取県の定点医療機関は29、全国の定点医療機関は約5000あります。



※注意報発令:第3週(1月23日)、警報発令:第4週(1月30日)

※第6週 全県:22.52人(東部:14.67人 中部40.00人 西部21.55人)

## 医療機関・福祉施設等におけるインフルエンザ集団発生予防に関する研修会

### 1 日 時

平成25年2月12日(火) 午後1時45分～4時

### 2 場 所

鳥取県立福祉人材研修センター1階ホール(鳥取市伏野1729-5)

### 3 主 催

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課・医療指導課

### 4 研修会の概要

インフルエンザ対策については、行政と各医療機関が連携し、その対策を徹底しているところであるが、この度、鳥取県東部で発生したインフルエンザ罹患入院患者の死亡事例を受けて、更なる徹底と基本対策等を再度周知するための個別相談会を兼ねた研修会を開催する。

### 5 研修内容

#### (1) 講 義

##### ア 本県におけるインフルエンザの発生状況(15分)

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

感染症・新型インフルエンザ対策室 係長 木村 義明

##### イ 基本的なインフルエンザ対策(60分)

鳥取県立中央病院 医療安全・感染防止対策室

黒阪 佐美代(感染管理認定看護師)

鳥取赤十字病院 医療安全推進室

大畑 悦子(感染管理認定看護師)

コメンテーター：浜松医科大学医学部感染症学講座 教授

堀井 俊伸(鳥取県感染制御地域支援ネットワーク統括長)

#### (2) 個別相談対応

各施設が抱える課題・疑問等に対する個別相談対応を行います。

相談対応者：堀井 俊伸(鳥取県感染制御地域支援ネットワーク統括長) ※1

黒阪 佐美代(鳥取県立中央病院) ※2

大畑 悦子(鳥取赤十字病院) ※2

岩田 知子(鳥取市立病院) ※2

森原 賀都子(鳥取医療センター) ※2

※1…インフェクションコントロールドクター(ICD)  
※2…感染管理認定看護師

鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた病々連携の推進に関する協定締結について

平成25年2月22日  
健康医療局医療政策課

鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた鳥取県立中央病院と鳥取赤十字病院の機能分担と病々連携の推進の協力に関し、日本赤十字社鳥取県支部と鳥取県が以下のとおり協定を締結しましたので、報告します。

1 鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた病々連携の推進に関する協定締結式

- (1) 日時 平成25年1月28日(月) 午後4時40分から午後5時まで
- (2) 場所 知事公邸 第1応接室 (鳥取市東町一丁目133)
- (3) 出席者 日本赤十字社鳥取県支部 支部長 平林 鴻三  
鳥取県 知事 平井 伸治

2 協定の概要

県と日本赤十字社鳥取県支部は、次の事項について相互に協力するものとする。

- (1) 鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向け、鳥取県地域医療再生計画に掲載された機能分担を基に鳥取県立中央病院と鳥取赤十字病院の病々連携を更に発展させること。
- (2) 県は鳥取県東部保健医療圏の高度医療を担う中核病院(500床以上)として鳥取県立中央病院の機能強化を図ることとし、日本赤十字社鳥取県支部はそのために必要な病床再編等に協力するとともに機能分担に努めること。
- (3) 日本赤十字社鳥取県支部は機能分担に応じて鳥取赤十字病院の整備を図るとともに、県は機能分担、病床再編等に必要な範囲で当該整備に対する支援を行うこと。

3 その他

今後、病床再編計画を取りまとめ、厚生労働省の同意を得るための協議を行う予定。

→ 東部保健医療圏は病床過剰地域のため、原則、病床の新設、増設はできないところ、公的な医療機関の医療の高度化・医療機能分化の推進等のため医療機関の再編統合を行う場合、再編統合後の病床数合計が統合前の病床数合計を下回っていれば病院間の病床のやりとりが可能となる「自治体病院等の再編統合を行う場合における医療計画制度の特例措置」があり、その活用に向けて作業に入る。

【参考】…地域医療再生計画(2次計画)に盛り込んだ内容

現在、東部保健医療圏の中心地の鳥取市内に急性期病院が4病院あるが、同程度の医療提供にとどまり、必ずしも高度な医療の提供ができていない。このうち県立中央病院と鳥取赤十字病院は互いに近接するだけでなく病院規模も同程度であるなど、医療機能が重複している。これを受けて、平成23年11月に策定した地域医療再生計画(2次計画)に、県立中央病院と鳥取赤十字病院が連携して以下の表のとおり機能分担することにより、医療資源の集約化を図り、限られた医療スタッフで提供する地域医療の機能の向上を図ることを盛り込んだ。

(強化する機能)

県立中央病院	鳥取赤十字病院
<p>ア 救急医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命救急センターの充実。心臓血管治療・脳卒中治療体制の充実。</li> </ul> <p>イ 周産期医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期母子医療センターのスタッフ・設備を充実させ東部完結を目指す。</li> </ul> <p>ウ がん拠点病院体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸器疾患(肺がん、肺疾患の体制充実)・血液疾患(スタッフ・設備を充実し、東部完結を目指す)</li> <li>・脳腫瘍(治療体制の充実)</li> </ul>	<p>ア 健診センターの体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間ドック、生活習慣病検診やがん検診、乳がん検診の体制充実。将来的に総合診療科を設置。</li> </ul> <p>イ 消化器病センターの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内科、外科が共同して診察等を行うためセンター化。</li> </ul> <p>ウ 整形外科センター(仮称)の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の骨折やリウマチ治療など診療体制を充実。</li> </ul> <p>エ 頭頸部腫瘍センターの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・症例の少ない頭頸部がんの診療機能を集約化し、東部保健医療圏で完結できる水準を目指す。</li> </ul>

## 鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた病々連携の推進に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と日本赤十字社鳥取県支部（以下「乙」という。）とは、鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた鳥取県立中央病院と鳥取赤十字病院の機能分担と病々連携の推進を目的として、次のとおり協定を締結する。

### （協力事項）

第1条 甲と乙は、次の事項について相互に協力するものとする。

- (1) 鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向け、鳥取県地域医療再生計画に掲載された機能分担を基に鳥取県立中央病院と鳥取赤十字病院の病々連携を更に発展させること。
- (2) 甲は鳥取県東部保健医療圏の高度医療を担う中核病院（500床以上）として鳥取県立中央病院の機能強化を図ることとし、乙はそのために必要な病床再編等に協力するとともに機能分担に努めること。
- (3) 乙は機能分担に応じて鳥取赤十字病院の整備を図るとともに、甲は機能分担、病床再編等に必要範囲で当該整備に対する支援を行うこと。
- (4) その他甲と乙が必要と認めること。

### （協議事項）

第2条 相互協力の内容と方法等については、甲と乙で個別に協議するものとする。

### （その他）

第3条 この協定に関し疑義が生じたときには甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成25年1月28日

甲 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県知事

平井 伸治



乙 鳥取市東町一丁目271番地  
日本赤十字社鳥取県支部長

平林 鴻





## 中国地方5県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定締結について

平成25年2月22日  
健康医療局医療政策課

中国地方5県ドクターヘリの相互利用に向けて、基本協定の締結を行いましたので報告します。

### 1 中国地方5県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定締結式

- (1) 日時 平成25年1月23日(水) 午後0時50分～午後1時10分
- (2) 場所 都道府県会館 403号室(4階)(東京都千代田区平河町2-6-3)
- (3) 出席者 鳥取県知事 平井 伸治 (ひらい しんじ)  
島根県知事 溝口 善兵衛 (みぞぐち ぜんべえ)  
岡山県知事 伊原木 隆太 (いばらぎ りゅうた)  
広島県知事 湯崎 英彦 (ゆざき ひでひこ)  
山口県東京事務所長 村田 常雄 (むらた つねお)  
  
島根県立中央病院病院長 中山 健吾 (なかやま けんご)  
川崎医科大学附属病院病院長 角田 司 (つのだ つかさ)  
広島大学病院病院長 茶山 一彰 (ちややま かずあき)  
山口大学医学部附属病院病院長 岡 正朗 (おか まさあき)

### 2 中国地方における広域連携方針

#### ○広域連携のパターン

ドクターヘリの広域連携については、連携を実施している他県の状況などから、以下の類型に係る5県及び4基地病院による基本協定を締結し、連携を実施。

#### (1) 効果的な活動範囲を考慮した相互乗入

ドクターヘリの機動性を考慮し、活動範囲を一つの県だけでなく、基地病院から一定の範囲とすることで、効率的かつ効果的な救急医療体制を構築する。

- 活動範囲が県境を跨ぐ地域をカバーしあうとともに、出動要請が重複した場合を補完
- 救命効果が高いといわれる「30分以内」での救急医療体制の確立
- 運航の詳細は関係県による協議により決定

#### (2) 災害等における多数傷病者発生時の応援

災害等による多数傷病者が発生した際に、各県のドクターヘリが応援を行うこととする。

### 3 今後の予定

- 相互乗入については、関係県において実施に向けた運用上の協議を実施
- 災害応援については、各県で運航要領等に災害時の対応を記載し、応援体制を確認

## 中国地方5県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「5県」という。）並びに島根県立中央病院、川崎医科大学附属病院、広島大学病院及び山口大学医学部附属病院（以下「基地病院」という。）は、5県において各県が運用するドクターヘリの広域的な連携体制の構築による救急医療体制の充実を図るための相互利用及び災害時における相互協力を目的として次のとおり協定を締結する。

### （実施体制）

第1条 この協定に定める事項は、5県、基地病院及び運航業務受託者が良好な関係の下に実施するものとする。

### （対象地域）

第2条 相互利用に係るドクターヘリの出動対象地域は、別に定める。ただし、多数の傷病者が発生したとき等ドクターヘリによる救急医療の有用性が認められる場合には、出動対象地域以外にも出動できるものとする。

### （要請）

第3条 出動対象地域においては、傷病者の生命に関わる等の理由から緊急性を有すると認められる場合に、基地病院からの運航距離及び時間を勘案して、他県のドクターヘリを要請できるものとする。

### （災害時の運用）

第4条 災害発生時におけるドクターヘリの広域的な運用については、各県の運航要領等に基づき協力して行う。

### （連絡会議）

第5条 この協定に基づくドクターヘリの連携が円滑に行われるよう、関係機関による連絡会議を設置する。

### （費用負担）

第6条 この協定に基づくドクターヘリの出動に係る費用は、原則として出動する側の負担とする。ただし、運航開始後の実績等を踏まえ、負担ルールについて見直すこととする。

### （事故等への対処）

第7条 ドクターヘリの運航に起因する事故等については、運航業務受託者、基地病院及び関係県の責任において対処するものとする。

(委任)

第8条 この協定に定めるもののほか、ドクターヘリの広域連携の実施に際し必要な事項は、関係する県及び基地病院が協議して別に定める。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、9者署名のうえ、各1通を保有する。

平成25年 1月 23日

鳥取県知事

島根県知事

岡山県知事

広島県知事

山口県知事

島根県立中央病院  
病院長

川崎医科大学附属病院  
病院長

広島大学病院  
病院長

山口大学医学部附属病院  
病院長

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の制定及び鳥取県青少年健全育成条例の改正  
に関するパブリックコメントについて

平成 25 年 2 月 22 日  
医 療 指 導 課  
青 少 年 ・ 家 庭 課

1. 実施結果

(1) 募集期間 1月11日(金) から24日(木) まで

(2) 周知方法

条例案の概要をホームページで公開するとともに、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館、市町村役場窓口で概要チラシを配架した。また、報道機関への資料提供、関係団体へ概要チラシを郵送した。

(3) 応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	市役所経由	計
0 (0)	13 (9)	2 (1)	1 (1)	16 (11)

(注) 外書数値は意見件数。( ) 書きは応募者数

2. 主な意見の内容とそれに対する考え方

(1) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の制定

【賛成意見】

意見の概要	左に対する県の考え方
①よい改正案と思う。	条例案を2月定例県議会に付議する予定です。
②鳥取県に絶対入ってこないようあらゆる対策をお願いしたいので、薬物の濫用の防止に関する条例(案)に賛成する。	
③早期成立、早期施行を切望する。	
④一日も早く条例の制定を希望する。	
⑤脱法ハーブ等の薬物が県内で広がる前に条例等で薬物乱用防止をすることはとてもよいことだと思う。	
⑥鳥取県民を守るために厳罰を持って対処すべき。	一定の行為を禁止行為とし違犯や禁止行為等の中止命令違反に対し懲役・罰金を科す案としています。
⑦薬物を濫用する者への規制ができて初めて薬物に関する条例が完成すると思う。条例案提案は時宜にかなうものと思う。	条例案を2月定例県議会に付議する予定です。
⑧インターネットなどで今は簡単に薬物が手に入ってしまうので、濫用防止のためにも条例を制定することも必要ではないかと思う。	

【その他の意見】

意見の概要	左に対する県の考え方
①薬物の恐ろしさを伝えていくことがこれからの課題となってくると思われる。	条例に基づく鳥取県薬物濫用対策推進計画を策定し、教育・学習・啓発活動を推進する予定です。

②何事も禁止するから脱法になるので許可制にしてはどうか。	学術研究、試験検査など正当な目的で行う場合は禁止行為から除外する予定です。
③学校教育の中に定期的に導入して子どもの時から薬物の危険性を身につけさせるよう啓蒙活動の強化を推進する必要がある。	条例に基づく薬物濫用対策推進計画を策定し、教育・学習・啓発活動を推進する予定です。
④市町村としての取り組みが十分でないので、市町村の薬物濫用防止体制強化を図る必要がある。	鳥取県薬物濫用対策推進計画のなかで今まで以上にどのような取り組みができるか検討したいと考えています。
⑤県民への情報提供としてテレビ、新聞等マスコミを活用して自然と目・耳から情報が入るような取り組みを推進する必要がある。	条例に基づく鳥取県薬物濫用対策推進計画を策定し、教育・学習・啓発活動を推進する予定です
⑥海外より日本に絶対入らないよう海岸線の24時間監視、旅客機での識別対策のための検査方法の発案等絶対持ち込めないようにするための予算を考えてほしい。	国（財務省（税関）、海上保安庁等）が所管し対応されているところです。

(2) 鳥取県青少年健全育成条例の改正

意見の概要	左に対する県の考え方
①新聞で薬物被害の記事を読んだ、そんな恐ろしいものが鳥取県に絶対入ってこないようあらゆる対策をお願いしたいので、青少年健全育成条例の改正（案）に賛成する。	改正案を2月定例県議会に付議する予定です。
②青少年健全育成条例の改正内容のうち、場所提供の禁止については薬物の販売・授与、大麻の栽培についての場所提供だけでなく、ほかにも法律などで規制されている行為があれば、それに対する場所提供の禁止ができると思う。	いただいた意見に基づき、今回新たに設ける規制内容について再検討した結果、ほかにも法律などで規制されている行為があるので、それについての場所提供の禁止を規制内容に加えることとします。

